



2022年5月12日

各 位

会 社 名 丸一鋼管株式会社
代表者名 代表取締役会長兼 CEO 鈴木博之
(コード番号：5463 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 管理部門管掌
人事総務部長 石松伸一
(TEL 06-6643-0101)

取締役の報酬額改定及び業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定するとともに、業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月24日開催予定の第88回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月25日開催の第85回定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分は4千万円以内）とする旨ご承認をいただいておりますが、その後の経済情勢の変化、取締役の責務や期待されている役割が増していることや本制度の導入を含む役員報酬制度の見直しなどの諸般の事情を考慮し、本株主総会では、取締役の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役分は4千万円以内）とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の導入について

(1) 本制度の導入目的

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬制度は、固定報酬として基本報酬及び譲渡制限付株式報酬（株式報酬）並びに業績連動報酬として賞与及び長期インセンティブ報酬（自社株式の取得）で構成されています。

今般、役員報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、従来の「長期インセンティブ報酬（自社株式の取得）」に代え、新たに本制度を導入することを決定いたしました。

本制度においては、対象取締役に対して、当社の普通株式の割当てのために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月25日開催の第85回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内）とする旨ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本株主総会では、上記1. のとおり、本制度の導入と併せて、当社の取締役の報酬等の額を、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内）に改定する旨の議案についても株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

今般、新たに導入する報酬制度は、当社の取締役会があらかじめ定める連結売上高や連結営業利益等の業績目標の達成度に応じて当社の普通株式を交付する業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度です。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度は、中期経営計画期間の対象期間に含まれる各事業年度及び対象期間全体である3事業年度をそれぞれ業績評価期間とした上で、①各事業年度の業績目標の達成度に応じて各事業年度の経過後に当該事業年度分の職務執行の対価に相当する分を支給することに加えて、②中期経営計画の対象期間全体における業績目標の達成度に応じて当該期間の最後の事業年度の経過後に3事業年度にわたる職務執行の対価に相当するを一括して支給することで、2種類の報酬を組み合わせて運用することを予定しております。

そして、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億5千万円以内といたします。また、業績評価期間終了後に発行又は処分する当社の普通株式の総数は年3万株以内といたします。

本制度に係る各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会において決定いたします。また、本制度に基づく1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値といたします。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、当該株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします（但し、対象取締役が当社普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当社の取締役の地位にならない場合はこの限りではありません。）。

本制度に基づき発行又は処分される当社普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上